

<別表 1 > 講師謝礼支払い基準

支払金額は、全て税込み金額とし、源泉を講師自身が支払う場合は、税込み額を支払う。
但し、当会にて支払う場合は、源泉を抜いた額を支払う。

支払対象区分		講義・講演 実習指導・実技指 導等	実際に支払 う額
講師 基準	A	大学・短大教授 官公庁部長級、 民間企業役員、著名民間専門家、著名 ジャーナリスト、医師、弁護士、公認 会計士	30,000 円 33,411 円 (源泉 3,411 円)
	B	大学准教授、短大准教授、官公庁課長 級、民間企業上級管理職、	20,000 円 22,274 円 (源泉 2,274 円)
	C	大学助教・講師、官公庁係長級、 民間一般技術者、看護師、薬剤師、 理学療法士、放射線技師、県外臨床検 査技師、	10,000 円 11,137 円 (源泉 1,137 円)
	D	県内技臨床検査技師	5,000 円 5,568 円 (源泉 568 円)
助手		実習・実技の助手に対する謝礼は日給 3,000 円とする。 (源泉 341 円)	3,000 円

<別表 2 > 講師謝礼支払い基準

上記<別表 1 >の金額は講義・講演時間 60 分を基準として算出したものである。

下表は基準時間以外に対するの区分になる。

*その他の職種や職位により、その都度協議のうえ決定する。上記によりがたい場合もその都度協議する。

講義時間	
91 分以上	1.5 倍
31 分から 90 分	1.0 倍
30 分以内	0.5 倍

<交通費及び宿泊費の支払い>

交通費及び宿泊費を要した場合は、本会組織運営細則第 3 章を準用して支払う。
会場までの移動は、公共交通機関を使用お願いする。この場合は、領収書を必要とする。
ご自身のお車などで来られる場合は、交通費を実費支払いになり租税対象となる。